

地域の教育相談力拡充に向けての現状と課題

～義務教育修了後の地域における教育相談体制の在り方についての一考察～

千葉県子どもと親のサポートセンター

教育相談部

研究指導主事 勝原 圭介

研究指導主事 齋藤 美枝

研究指導主事 竹尾 幸

1 主題設定の理由

子どもと親のサポートセンター（以下、当センター）及び県内5教育事務所における電話相談件数は、平成26年度以降増加傾向にある。特に義務教育修了者（本研究では中学校卒業後、20歳未満の者）及びその保護者による相談割合の増加は顕著であり、本年度もその傾向が続いている。しかし、来所相談件数については、電話相談のように顕著な増加が見られない。この背景には、電話相談が24時間フリーダイヤルでつながるなど相談しやすい環境が整いつつあることに加え、県内の児童生徒等に周知されるようになってきたことが考えられる。一方、来所相談は保護者からの申込みが前提であるため、義務教育修了者が家族に相談することをためらい、来所相談へつながりにくいのではないかと推測できる。加えて、当センターまでの距離や費用の問題、高等学校の生徒については授業の欠時数等についても二の足を踏む理由と考えられる。

今後、自治体において、義務教育修了者への教育相談窓口ができれば、距離や費用の問題、高等学校の生徒については授業の欠時数等についての問題も軽減され、継続した相談ができる環境が整うことになると考える。

そこで、義務教育修了者の教育相談を自治体が受入れる体制構築のためにどのような条件や環境が必要なのか、県内の自治体や高等学校の取組からその現状と課題を明らかにするとともに、先進的な取組を紹介するため、本研究主題を設定した。

2 研究目的

当センター及び各教育事務所の相談状況を踏まえ、義務教育修了者の教育相談について自治体や高等学校の体制の現状と課題について明らかにし、当センターや自治体の教育相談体制再考の一助とすることを研究目的とする。

3 研究方法

研究1〔自治体〕

- 教育相談ネットワーク連絡協議会
- 市町村教育委員会への質問紙調査
- 抽出自治体への聞き取り調査

研究2〔高等学校〕

- 高等学校教育研究会教育相談部会
- 抽出校への質問紙調査
- 抽出校への聞き取り調査

教育相談体制の実態と課題を明らかにする

4 研究概要

(1) 自治体における教育相談体制の実態と課題【研究1】

ア 第1回教育相談ネットワーク連絡協議会分科会（5月実施）より

テーマ「各自治体で義務教育修了者への相談に対応するにはどのようにしたらよいか」

分科会では、各自治体や教育支援センター担当者より義務教育修了者の受け入れについて、次のような意見が多く見られた。

〔積極的な意見〕

- ・電話相談については、中学校卒業後も対応している。しかし、匿名なので実際に他の機関につないでいくことには難しさがある。
- ・中学校在学中から市の各部課の情報を集約し、1枚のシートにまとめることで情報共有を図っている。

〔消極的な意見〕

- ・相談窓口はあるが、相談者は少ない。仮に窓口を作っても相談者は少ないだろう。
- ・自治体に高等学校が無く、必要性を感じない。
- ・義務教育修了者は、他部課（福祉課等）で対応することになっている。

学齢期の子供に対して教育と福祉の両面から相談や支援が行われる一方で、義務教育修了者に対しては、福祉が相談や支援の大部分を担っており、情報を共有していくことが難しい。また、自治体では、学齢期の子供を相談対象とする考えが根強くあることや、学齢期の子供の相談が多く、余裕がないことも考えられる。

イ 教育委員会における教育相談体制の実態調査

(ア) 質問紙調査の結果（概要）

「必要に応じて受け入れている」と回答した教育委員会では、中学校3年生まで関わっていたケースの継続や、学齢期の子供のケースの中で、義務教育修了者の兄や姉も不登校等であるような場合においては受け入れていることが多い。

また、「受け入れている」と回答した教育委員会でも、学齢期の子供とは受入機関が異なる場合も多い。「受け入れている」「必要に応じて受け入れている」と回答した教育委員会は、無条件で受け入れることが困難な理由について、「義務教育ではないから」という選択肢が多くを占めた。自由記述では、以下のとおりである。

〔必要に応じて受け入れている自治体〕

- ・相談があれば受け入れたいと思っているが、実際には相談がない。
- ・支援や指導を学校（または職場）と連携していくことが難しい。

〔受け入れている自治体〕

- ・市内の小中学生を対象とした施設であると条例で定められている。
- ・中学校卒業以降の者の情報集約がされていない。（体制がない）
- ・相談に対応できる幅広い人材を確保できない。

(イ) 質問紙調査の結果に基づいた聞き取り調査の結果

質問紙調査をもとに、自治体の教育相談体制や関係機関との連携について、教育相談に関する現状と課題を把握するために、県内 11 自治体を対象に、以下の聞き取り調査を実施した。自治体で、聞き取り調査を行った窓口は次のとおりである。

- 義務教育修了者を受け入れている自治体へは、受け入れ窓口
に直接聞き取り調査を実施。
- 義務教育修了者を受け入れていない自治体へは、教育委員会にて聞き取り調査を実施。

〔聞き取り調査の内容〕

- 1 教育相談体制について（相談方法、対象年齢、対応職員など）
- 2 相談内容について
- 3 学校や他機関との連携について
- 4 今後の課題について

聞き取り調査を受け、義務教育修了者に対する教育相談体制について以下の 3 つに分類できた。

- ① 体制が有り、機能している。
- ② 体制は有るが、機能しているとはいえない。
- ③ 体制は無いが、議論の余地はある。

上記 3 つの分類に、各自治体の主管や受入れの上限年齢、課題を加えたものが次の表 1 である。

【表 1】聞き取り調査結果（概要）※太字は事例

自治体	体制	主管部署	上限年齢	課題
A市	①	教育委員会※1	20歳	進路情報などが不足している
B市	③	生涯学習部	中学校卒業	義務教育児童生徒の対応が多く、義務教育修了者までは手がまわらない
C市	①	生涯学習課	19歳	受け入れていることについて、高等学校への周知が十分ではない
D市	②	教育委員会	20歳	子供に合った進路、SNSの情報を持っていない
E市	①	生涯学習課	成人ぐらいまで	市内の高等学校に通う他市在住の生徒の相談を受け入れざるを得ない
F市	①	生涯学習部	39歳	相談内容が多岐にわたるため、心理や福祉の専門職の人的配置
G市	①	学校教育部※2	20歳	高校との連携強化
H市	③	学校教育課	中学校卒業	就労や精神疾患などへ対応できる人材の確保
I市	②	生涯学習課	高校卒業程度	受入れについて高等学校への周知が十分ではない
J市	③	教育委員会※3	検討中	庁舎内の相談業務とあわせて訪問相談も計画していきたい
K市	②	社会教育課	20歳	高等学校への周知 相談内容に対応できる情報収集

※ 1 部課の所属はなく、教育長の直下に配置

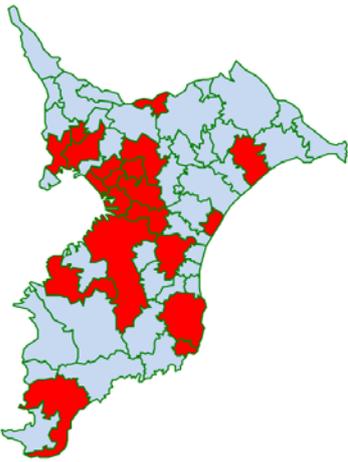
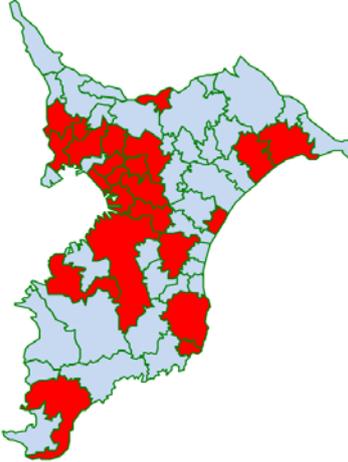
※ 2 生涯学習部から学校教育部に移管の経緯あり

※ 3 来年度、相談窓口設置に向け準備中

ウ 自治体における相談受け入れの実態

教育委員会対象に質問紙調査を行ったところ、生涯学習課等が主管する青少年指導センター等の内容についての記載がなかった自治体があり、再調査を実施した。質問紙の回答から義務教育修了者の

受入自治体を示すと図1-①になるが、再調査の結果、受入自治体は図1-②となった。福祉の相談窓口等、教育委員会以外の部署も含めて調査すると、図1-③となり全市町村で相談窓口があることが分かった。

①教育委員会 (学校教育課等)	②教育委員会 (学校教育課、生涯学習課等)	③自治体 (教育委員会以外の部署も含む)
学校教育課等が中心になる窓口	①に青少年指導センターの窓口を追加	②に家庭教育担当部署の相談窓口を追加
		
赤 受入れ可 青 受入れ不可・必要に応じて可		

【図1】相談受け入れの実態

エ 自治体の事例

幼児期から青年期までの一貫した教育における子育て支援を包括的に行っているA市

A市は、既設の教育センター、補導センター、幼児言語センターを統合し、教育長の直下に独立した機関として設置していることが特徴である。これにより、幼児期から青年期に至る包括的かつ継続的な支援が可能となっている。

A市では、精神科医、臨床心理士等による教育相談活動の充実を図っている。また、適応指導教室の運営を工夫し、不登校児童生徒の学校復帰を目指した支援を行っている。市内全幼稚園、保育園における年長幼児の言語検査を実施することや、子育て、不登校、非行等に悩む保護者の支援に当たるなど教育と心理の専門家がいる拠点として、子育てに関することの多くを網羅している機関である。所員8名と臨時・非常勤所員13名で構成されており、適応指導教室の職員も含め、全所体制できめ細やかな連携に心掛けながら相談業務や適応指導教室の運営に当たっている。

(2) 高等学校における教育相談体制の実態（抽出校）と課題

【研究2】

ア 高等学校における教育相談体制の実態調査

平成30年5月、千葉県高等学校教育研究会教育相談部会の協力を得て高等学校29校に、以下の内容について、質問紙による調査を行った。

アンケートの内容

- 1 高校生の相談を受け入れている地域の相談機関を知っているか。
- 2 関係機関との連携が必要な場合、どのように（誰が、どこへ）つなげているか。

(ア) 質問紙調査の結果

29校の内、「地域の相談機関を知らない」と答えたのは5校であった。担任や学年が対応し、必要に応じてスクールカウンセラー（以下、SC）や管理職に相談している。また、「相談機関を把握している」と回答した24校のうち、当センターをはじめ、中核地域生活支援センターや児童相談所など、複数の関係機関を把握している学校があることが分かった。さらに、「誰が関係機関につなげているか」という問いの回答では、SCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が相談内容に応じて関係機関を職員や家庭に紹介していることが多い。相談先が多岐にわたっていることから、学校が福祉的な相談内容にも対応していることもわかった。

(イ) 質問紙調査に基づいた聞き取り調査の結果

校内の教育相談体制や関係機関との連携について、課題を把握するために、抽出した12校を対象に、以下の内容の聞き取り調査を行った。

聞き取り調査の内容

- 1 教育相談体制について（SCやSSWの活用・校内での取組など）
- 2 生徒からの相談内容
- 3 不登校や退学する生徒への対応の在り方
- 4 教育相談に関する今後の課題

聞き取り調査から、各校の教育相談体制の現状を4つに分類した。

- ①教育相談に関して職員の理解もあり、チーム支援の体制も整っている。
- ②教育相談に精通した職員が中心となり、支援体制の維持に努めている。
- ③教育相談に精通した職員が着任後に、全職員の教育相談に関する理解を深めるための努力を行い、組織を立ち上げようとしている。
- ④組織を作ったばかり、あるいは体制はないが、学年職員や養護教諭が対応している。

前記の4つの分類に、各校の生徒の相談内容や教育相談に関する課題を加えたものが表2である。

【表 2】 聞き取り調査結果（概要）※太字は事例

高校	体制	SCの紹介方法	主な相談内容	教育相談に関する課題
A校	③	配置なし	友人関係・家族の問題	学校が相談できる機関を知りたい
B校	①	文書	家庭生活・心身の問題	学校が相談できる機関を知りたい
C校	②	文書	友人関係	退学後のフォロー思案中
D校	③	入学式・各教室	友人関係・学校生活に関すること	職員の教育相談への意識の醸成
E校	②	文書	友人関係	「相談室だより」をさらに出したい
F校	④	配置なし	進路について→進路指導室対応	SCの配置を希望・ケース会議の実施
G校	④	集会	心身の問題・家庭問題・非行	職員の教育相談への意識の醸成
H校	②	生徒全員面接	学校生活の問題	職員間の共通理解の促進
I校	①	文書・HP	友人関係・家庭問題	生徒の自己肯定感の向上
J校	①	文書	友人関係・学校生活に関すること	校内の支援体制の維持に向けての人材育成
K校	②	文書	自殺企図・非行・心身の問題	SSWの配置を希望
L校	②	入学式・集会	家庭生活・心身の問題	職員の教育相談への意識の醸成

SCが配置されている学校は、生徒や保護者に対してSCの紹介や相談室の利用方法を「相談室だより」などに掲載し、周知を図っている。中には、入学式で紹介する学校や、SCが各教室をまわって自己紹介をする学校もあった。H校では、SCが新入生全員と面接を行い、生徒との関係づくりに努めていた。

また、生徒からの相談内容では友人関係が最も多く、家庭の問題では家族の人間関係や家庭の経済問題について相談をしているケースもあった。また、保護者からは発達障害に関する悩みが近年増加傾向にあり、その対応に悩む職員の姿も見られた。

イ 実践事例

教育相談体制が確立しているJ校

教育相談部は12名で構成されている。その中心となる二人の教諭が、校内の支援体制の核となっている。教育相談部内の分掌は大きく6つに分かれており、その役割も明確に示されている。教育相談室会議を毎週行い、情報共有に留まらず、事例検討会も実施している。相談室にはSC以外にも、部員の職員が常駐し、教育相談活動を行っている。生徒の抱える課題はもちろん、教師から見た問題も多岐にわたるため、職員の教育相談への意識は高いという。生徒理解は基より、その意識の醸成と維持のために、着任した職員向けに「ユニバーサルデザインによる指導のガイドライン」を作成、配付している。

また、部員向けに校内の教育相談室の経験知や技術を共有するための「ハンドブック」を作成している。この「ハンドブック」には、面接時の留意点や教育相談に関する考え方などが詳細に記載されている。J校の教育相談に関する校内の全体研修は年間1回であるが、この「ハンドブック」が教育相談への理解を深めるための礎となっている。

現在の教育相談に関する J 校の課題は、「教育相談への思い」と「組織」の継承であるとし、組織の継承者となるための人材の育成をどのように進めるかについて思案している。

5 研究のまとめ

(1) 高等学校の現状と課題

ア 現状

高等学校の教育相談体制をみると、SC や担当職員のみが関わるとはならず、生徒が希望すれば、学級担任以外にも相談できるパーソナルチューター制を導入している学校があった。その一方で、生徒からの相談があれば、担任や学年主任が対応しているが、悩みの多くは生徒同士で解決できていると考えており、相談室を開設していない学校もあった。このことから、高等学校の教育相談体制は、学校によって大きく異なることがわかった。

イ 課題

- (ア) 職員の教育相談に対する理解が低いために、教育相談体制づくりが難しい。
- (イ) 校内における課題に対して、一部の職員だけが対応し、学校全体の問題として捉えていない。

(2) 自治体の現状と課題

ア 現状

自治体は児童福祉法のもと、福祉の相談窓口が全ての市町村で開かれている。しかし、教育相談に関する内容については、そこでの対応が難しい状況にある。県内の 19 市には青少年指導センターが設置され義務教育修了者の相談を受け付けているが、同じ教育委員会にも関わらず、主管が異なると担当者間での連携が不十分な自治体もあった。県内では、義務教育修了者に対して、幼児期から青年期まで一貫した教育における子育て支援を包括的に行っている自治体がある一方、教育相談の窓口がなく、福祉における相談に関しても情報共有がされていない自治体もある。このことから、自治体における義務教育修了者に対する教育相談体制については、高等学校と同様に大きく異なることが分かった。

イ 課題

- (ア) 教育相談の対象者が、その地域内の幼稚園及び自治体が設置者である小中学校の子供に限定される傾向にある。
- (イ) 自治体では、相談業務を担当（統括）する職員が数年で異動することが多いため、縦割りの相談支援となりやすく、教育と福祉が連携した相談体制を構築していくことが難しい。

6 提言

(1) 高等学校に向けて

生徒や保護者の相談内容が多様化・複雑化している実態を踏まえると、その対応には、心理や福祉の専門家である SC や SSW 共に「チーム学校」として協働を図ることが、より効果的である。その「チーム学校」を支える一つに、教職員の教育相談に関する意識の醸成が挙げられる。校内研修の実施は、その手立ての一つとなり得るが、高等学校の教育相談に関する校内研修はいまだ少ない状況にある

(平成 29 年度当センター調査)。生徒理解の深化や当事者意識の醸成のためにも、校内における事例検討会を含む OJT を取り入れた研修の実施を期待したい。これらの研修を、学校全体が取り組むものと位置付けた上で、「チーム学校」としての実践力向上に向けた教育相談に関する研修の実施を望む。

(2) 自治体における教育相談について

平成 29 年度進路状況調査報告書によると、千葉県では義務教育修了後、99.1%の生徒が高等学校をはじめとした各種学校に進学している。進学後、校内で不適応を起こし、登校が難しい生徒にとって、地域の教育相談機関の存在は大きい。一方で、義務教育修了後、就職や在家庭の子供は、毎年県内で 300 名以上にのぼる。義務教育修了直後に、社会に出る子供や在家庭の子供が抱く不安やストレスなどを、相談できる地域の窓口が少ないことが危惧される。これらの看過できない状況に鑑みて、自治体は、「地域の子供は地域が支援する」という考えで、義務教育修了者への包括的な支援を行う必要がある。また、相談対象者の年齢について再考し、併せて、その教育相談窓口の拡大が求められるだろう。さらに、自治体の状況に合わせて担当部署間における連携の見直しを図る必要がある。

(3) 教育相談体制構築のための教育相談コーディネーターの育成

平成 29 年 2 月、文部科学省から「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」が出された。その中で、学校における教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の構築の必要性について述べられている。「チーム学校」の要として教育相談コーディネーターには、様々な職種の人材を介して学校と家庭をつなぐという役割が期待される。また、外部の関係機関との橋渡しをしながら、組織の中に教育相談体制をつくるという幅広い活動も求められる。当センターでは、平成 29 年度から実施している教育相談コーディネーターの養成研修等をとおして、学校の教育相談体制構築の一助となる実践的な教育相談研修の充実を図っていく。

【参考文献】

- 小野善郎・保坂亨（平成 19 年）「移行支援としての高校教育-思春期の発達支援からみた高校教育改革への提言-」（福村出版）
千葉県教育委員会（平成 30 年）「千葉県版不登校対策指導資料集」